



気 監 第 3 2 3 号

令和 5年 2月 17日

気仙沼市長 菅 原 茂 様

気仙沼市監査委員 生 駒 利 夫

気仙沼市監査委員 村 上 佳 市

定期監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定により令和3年度分に係る定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

選挙管理委員会事務局

令和4年度 定期監査結果報告
(選挙管理委員会事務局)

次の監査を気仙沼市監査基準(令和2年監査委員告示第3号)に従って実施した。

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

選挙管理委員会事務局に係る令和3年度分の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

令和3年度に執行された事務事業について、関係書類を調査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の実施場所及び実施日

実施部署	実施場所	実施日
選挙管理委員会事務局	監査委員室	令和5年1月11日

6 監査の結果

令和3年度の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行状況は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、以下、是正や改善等が必要と思われるものを指導注意事項としたので、留意のうえ事務を執行されたい。

(指導注意事項)

気仙沼市長・市議会議員一般選挙に係る支払事務において、令和3年度中に発注・納品された印刷物の代金を令和3年度予算から支出せず、令和4年度予算から支出しているものがあつた。

また、現金出納員及び現金取扱員を置かずに現金を取扱い、資金前渡金について、払出終了後、7日以内に精算処理を行わなければならないが、経過しているものがあつたので、適正な出納事務の執行に改められたい。